

回 答 書

業 務 名	いなべ市立笠間こども園再建事業園舎設計業務	
回 答 者	いなべ市 健康こども部 保育課	
No.	質問事項及び内容	回 答
1	別紙1「設計に際しての留意事項書」 「農業用水路の移設・取り回しは本業務に含む」と記載されている農業用水路が、どれを指すのか分かる資料をご提供いただけないでしょうか。	質問番号5の回答のとおり。
2	先の質疑に関連し、敷地外の南側排水路(3306-2)について、東端部の柵以降の排水経路が不明です。敷地外分も含め、関連資料をご提供いただけないでしょうか。	用排水経路に関する詳細な資料はありません。 なお、事務局において計画地周辺の用排水経路を確認した調査情報(目視による接続状況等)を、受託候補者の特定後、参考資料として受注者に提供します。実際の設計に当たっては、必要となる詳細な調査(経路の特定やレベルの計測等)を、本業務の範囲内として実施していただくものとします。
3	既存樹木の調査資料がございましたら、ご提示いただけないでしょうか。	当市保管の資料を本回答書末尾に提示します。現時点の現地との照合は行っておりませんので参考資料としてご利用ください。
4	別紙1 設計に際しての留意事項書 資料3 道路網図 ・市道(大井田3区278号線の一部)の部分は市道を廃止することなどが可能と記載されていますが、それは敷地内の全ての市道(地番:3298,3301)という理解でよろしいでしょうか?	よろしい。

5	<p>別紙1 設計に際しての留意事項書</p> <p>「農業用水路の移設取り回しは本業務に含む」と記載されている農業用水路とは、地番：2717-8、3299、3300の3筆の事でしょうか？（敷地外：2717-4、3304、3305-2、3306-2、3307-2、3307-3などは対象外と思われませんが、それらを必要に応じて拡張して取り回しをすると考えますがよろしいでしょうか？）</p>	<p>本業務において移設・取り回しの可能性のある農業用水路は、計画用地内に存する用悪水路（地番 2717-8、3299、3300）を想定しています。</p> <p>ただし、敷地外の筆（地番 2717-4 等）についても、設計内容や排水計画上の必要性、あるいは地元水利組合等との協議結果に応じて、必要とされる拡張や取り回し等の措置を本業務の範囲内として検討・実施していただくものとします。</p> <p>技術提案書の作成に当たっては、周辺環境や水利機能への影響を最小限に抑え、実現可能性の高い敷地利用計画を提案してください。</p>
6	<p>別紙1 設計に際しての留意事項書</p> <p>敷地外ですが、地番：3303の地目を教えて頂けないでしょうか？（こども園敷地とどのように区切るべきかを検討したいため）</p>	<p>地番 3303 の登記地目は公衆用道路です。</p>
7	<p>ヒアリング参加者について</p> <p>【技術提案書(1次審査)の審査結果について 1.(3)出席者】より「管理技術者及び意匠主任技術者は必須とし、ほか主任技術者の中から3名の計5名以内」とのことですが、PC操作者は別に参加することが可能と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>配置予定技術者以外の者が審査会場に入室し、2次審査（ヒアリング）に参加することはできません。プレゼンテーションにおけるPC操作は出席者で行ってください。</p> <p>ただし、審査開始前におけるPCとプロジェクターとの接続等の準備作業に限り、出席者以外の補助者が入室して作業することを認めます。準備作業が完了した後は、審査開始前に速やかに退室してください。</p>
8	<p>ヒアリング参加者について</p> <p>外構設計者については、主任技術者の配置は必須要件とされておきませんが、協力事務所にて配置を予定しております。当該協力事務所の担当者がヒアリングに参加することは可能でしょうか。</p>	<p>2次審査（ヒアリング）の出席者は、管理技術者及び意匠主任技術者を必須とし、その他主任技術者の中から3名（計5名以内）としています。この3名については、構造・電気設備・機械設備主任技術者に限定せず、提案者が業務の実施体制や提案において重要視する他の専門分野の主任的立場の技術者（外構設計者等）を含めることは可能です。</p> <p>ただし、当該技術者が協力事務所の所属である場合は、技術提案書（1次審査用）様式 4-2（協力事務所の名称等）において、あらかじめ当該協力事務所及び分担業務分野（外構設計等）の記載がされている場合に限ります。</p>

<p>9</p>	<p>工事費について特記仕様書 第 1 業務概要 (3) ア</p> <p>予定工事費は「基本設計段階にて工事費を検討の上決定」とありますが、目安となる工事費をお示しいただくことはできますでしょうか。</p>	<p>当市において近年建設した保育園の設計単価事例を示します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 28 年度竣工 ほくせい保育園 : 約 30 万円/m² 平成 31 年度竣工 員弁東保育園 : 約 31 万円/m² <p>(公共建築工事共通費積算基準における共通費を含まない直接工事費(建築、電気、機械の計)のみの設計単価です。)</p> <p>(屋外倉庫・渡り廊下等は含まない園舎のみの設計単価です。)</p> <p>(厨房機器・据付家具工事を含む設計単価です。)</p> <p>これは、過去の限定的な参考値であり、本事業の予定工事費を確定するものではありません。</p> <p>本プロポーザルにおいては、単に過去の事例や物価変動をベースにした予算予測に留まることなく、提案者の専門的な知見を活かしたコスト削減や工期短縮等の手法提案を期待しています。</p> <p>なお、最終的な予定工事費は、受託候補者の提案及び設計段階での精査を経て、市が決定します。</p>
<p>10</p>	<p>ボーリングデータ</p> <p>北側事業用地(旧大安中央児童センター敷地)のボーリングデータがございましたらご提示ください。</p>	<p>旧大安中央児童センターの土質柱状図を本回答書末尾に提示します。</p>
<p>11</p>	<p>市道(大井田 3 区 278 号線)沿いの用悪水路</p> <p>事業用地内の市道(大井田 3 区 278 号線)を廃止して建物敷地として利用する場合、【資料 2 現況測量図】によると敷地南側にも用悪水路のルートがあるので、現在市道沿いにある用悪水路は廃止することよろしいでしょうか。</p>	<p>当該用悪水路の廃止に当たっては、下流側農地の用排水への影響がないことを検証した上で、地域の農家組合や水利組合等の関係機関と十分な協議・調整を行う必要があるものと考えます。そのため、現時点で一概に廃止可能と判断することはできません。</p> <p>ただし、技術提案書の作成に当たっては、各提案者同一条件とするために、当該用悪水路は廃止可能を前提として、提案者が最適と考える計画としてください。</p> <p>なお、具体的な影響調査や関係機関との協議、それらに基づく最終的な水路の設計は、受託候補者の特定後、本業務の範囲内として受注者において実施していただくものとします。</p>

12	<p>未利用地の範囲</p> <p>業務委託特記仕様書 別紙1の敷地利用計画における留意事項について、「本事業として示す用地の一部に未利用地が生じてもよい」とありますが、未利用地とする範囲は各地番の境界線と関係なく設定し提案してよろしいでしょうか。</p>	よろしい。
13	<p>地目変更に係る手続き</p> <p>農地転用等の地目変更に係る手続きは本業務に含まないと考えてよろしいでしょうか。</p>	よろしい。
14	<p>建設予定工期</p> <p>特記仕様書の建設の条件で予定工期について想定780日間とありますが、土曜祝日も含む日数(約26ヶ月)と考えてよろしいでしょうか。</p>	よろしい。
15	<p>解体工事の建設予定工期</p> <p>旧大安中央児童センター等の解体工事も建設予定工期780日間に含まれると考えてよろしいでしょうか。</p>	よろしい。
16	<p>プロポーザル説明書 【1頁】</p> <p>「2. 計画概要 (3) 計画施設 イ. 想定規模」において、「別棟子育て支援センター」との記載がありますが、これは、こども園と機能上は分けた上で同一棟としてはならないという意味でしょうか。</p> <p>また、譲渡所得等に係る課税の特例との関係上、別棟とする必要があるということでしょうか。あるいは、利用上・運営上の観点から、別棟とすることを想定されているのでしょうか。</p>	<p>運営面においては、機能分離が図られていれば、子育て支援センターとこども園を同一棟とすることは問題ありませんが、譲渡所得等に係る課税の特例の取扱い上、国税庁質疑応答事例「特掲事業の施設と特掲事業以外の施設が併設される場合」の回答要旨により、併設される施設(子育て支援センター)の大部分が専ら特定掲載事業の施設(こども園)の用に供されると認められる場合(概ね90%以上)であることが必要であるため、実質上、同一棟での計画は困難となり、別棟での計画を想定しています。</p>

17	<p>業務委託特記仕様書 【1頁】</p> <p>「第1 業務概要 5. 設計と条件」において、子育て支援センターの必要諸室として事務室の記載がありますが、子育て支援センターの職員については、こども園とは別に専任職員を配置する想定でしょうか。</p>	<p>子育て支援センターの職員は、こども園の職員とは別に配置されます。</p>
18	<p>業務委託特記仕様書 【8頁】 (別紙1 設計に際しての留意事項書)</p> <p>「2. 敷地利用計画における留意事項」において、「こども園及び子育て支援センターの利用者の大半は、自家用車での来館を想定する」との記載がありますが、徒歩による利用者の割合については、どの程度を想定されていますでしょうか。</p>	<p>日常的な利用者の大半(9割以上)は自家用車による送迎・来館を想定しています。</p> <p>ただし、比率としては少数ではあるものの、近隣からの徒歩利用者の想定や、園児の屋外散歩時等の安全を確保する観点から、技術提案書の作成に当たっては、車送迎を主とした機能的な計画としつつ、歩行者の安全性・視認性にも十分配慮した歩車分離の動線計画をご提案ください。</p>
19	<p>業務委託特記仕様書 【12頁】 (資料2 現況測量図) 付近見取り図</p> <p>地番3303の敷地については、今回の計画地に含まれていませんが、当該敷地については、今後どのような利用を想定されていますでしょうか。 また、通学路等として利用されているのでしょうか。</p>	<p>質問番号36の回答のとおり。</p>
20	<p>その他</p> <p>旧笠間保育園では、未満児用トイレ前に「受入室」を設けられていたようですが、どのような用途・運用で使用されていたのか、ご教示いただけますでしょうか。</p>	<p>本事業は旧園舎の機能をそのまま復元するものではなく、新たな敷地において、最適な保育環境を構築することを目的としています。旧園舎における個別の諸室の用途や詳細な運用実績等については、現時点では開示しません。設計と条件や提案者の有する専門的な知見等に基づき、創意工夫を凝らした技術提案をお願いします。</p> <p>なお、具体的な諸室のレイアウトや運用方法の検証は、受託候補者の特定後、基本設計検討時等の協議において、受注者と共に進めます。</p>
21	<p>その他</p> <p>年齢クラス毎の一日の代表的なタイムスケジュールが分かる資料をご提供いただけますでしょうか。</p>	<p>質問番号20の回答のとおり。</p> <p>技術提案書の作成に当たっては、一般的な保育所型認定こども園の保育実施スケジュールを前提としてください。</p>

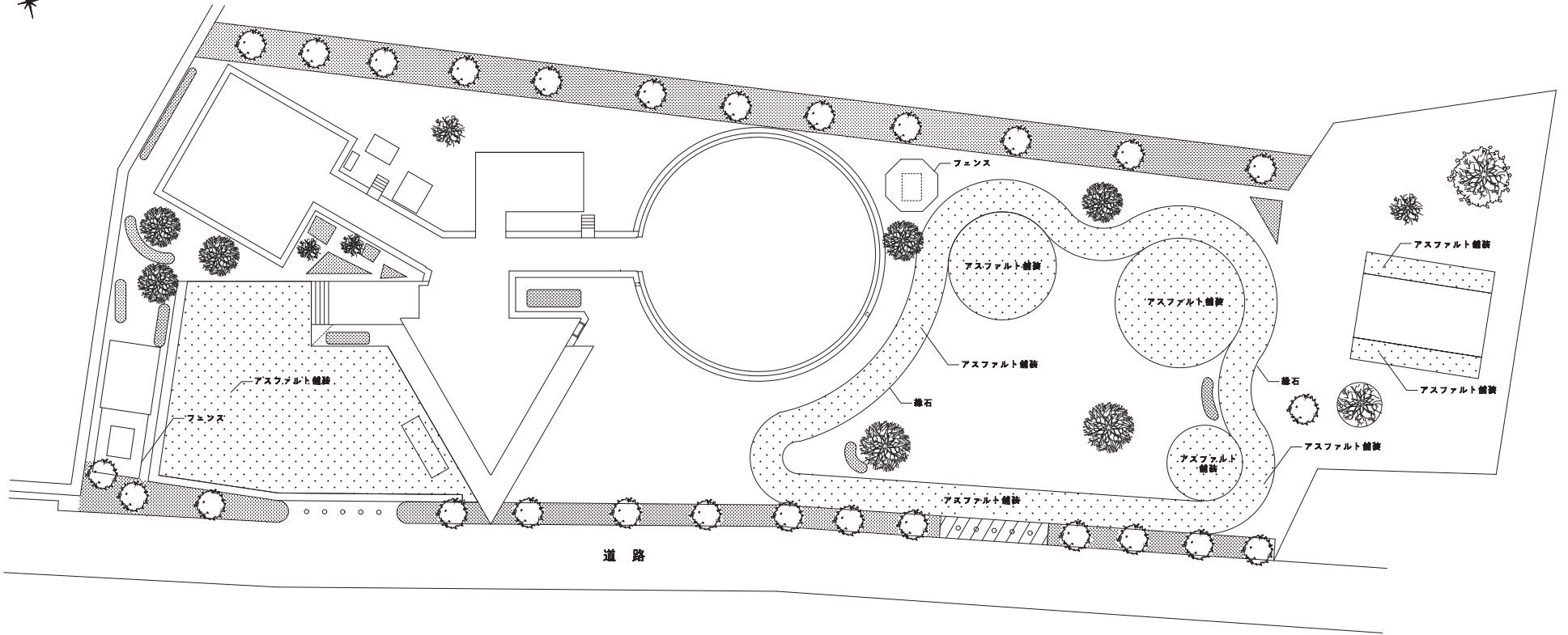
22	<p>その他</p> <p>子育て支援センターとこども園において、利用者同士の連携や、職員間の連携はありますでしょうか。</p> <p>また、連携がある場合には、その内容や実施頻度についてもご教示いただけますでしょうか。</p>	<p>子育て支援センターとこども園の間では、日常的な情報の共有がある程度です。</p> <p>本プロポーザルにおいては、施設条件に基づき、双方の独立性を確保することを第一とし、将来的な連携等活用に柔軟に対応できるような、効果的な動線計画や空間構成、ゾーニングに関する創意工夫を凝らした技術提案を期待します。</p>
23	<p>プロポーザル説明書 p1,特記仕様書 p8,9</p> <p>別棟子育て支援センター含むとの記載がありますが、園舎と同一棟での提案は可能でしょうか。また、可能な場合、子育て支援センターの建設地番に制限はございますでしょうか。</p>	<p>質問番号 16 の回答のとおり。</p>
24	<p>特記仕様書 p2,3,8,9</p> <p>子育て支援センターの専用庭の計画に建設地番に制限はございますでしょうか。</p>	<p>子育て支援センターの専用庭は、子育て支援センター棟同様に、地番 2717-9、2717-13、3302、3305-1、3306-1、3307-1 の6筆の土地には計画しないこと。</p>
25	<p>特記仕様書 p8,9</p> <p>本事業として示す用地の一部に未利用地が生じてもよいとの記載がありますが、未利用地とできるのは地番毎と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>質問番号 12 の質問内容及び回答のとおり。</p>
26	<p>【資料 3 道路網図】</p> <p>市道 大井田 3 区 292 の 1 号線に乗入を設置することは可能でしょうか。</p>	<p>当該市道からの乗入の設置に当たっては、道路管理者（道路部局）との協議や、都市計画法に基づく開発許可等の技術基準に適合する必要があるものと考えます。そのため、現時点で設置の可否を一概に判断することはできません。</p> <p>技術提案書の作成に当たっては、関係法令等の一般的な技術基準を考慮した上で、提案者が最適と考える計画（乗入位置等を含む）を提案してください。</p> <p>なお、実際の設置場所や仕様等の詳細については、受託候補者の特定後、設計プロセスにおいて関係部局および関係機関との正式な協議・調整を経て確定するものとします。</p>

27	<p>【資料 4 上水管路図】</p> <p>水道本管の VPφ75 mm及び点線は撤去可能と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>敷地内東側にある VPφ75mm 及び破線の水道管については撤去可能です。</p>
28	<p>こども園及び子育て支援センターの想定されている行事の年間スケジュールを提示していただきたいです。</p>	<p>質問番号 20 の回答のとおり。</p>
29	<p>計画敷地内に現存する既設建物の図面と構造計算書があれば、提示していただきたいです。</p>	<p>旧大安中央児童センターの図面（構造計算書はありません）は、本業務の受注者に貸与します。旧鉄道展示場及び農機具小屋については、図面、構造計算書共にありません。</p>
30	<p>計画敷地内の地盤調査の資料がありましたら、提示していただきたいです。</p>	<p>質問番号 10 の回答のとおり。</p>
31	<p>「森林環境譲与税」について、いなべ市のホームページにて使途公開がありますが、令和元年度から令和 6 年度まで、「木造公共建築物の整備等」の事業区分で使用された事例が「小学校木製椅子購入」のみと思われ、また、令和 6 年度末時点で活用率が 59%になっています。本計画で木造化するにあたって、本譲与税の活用できる可能性は考えられますか。</p>	<p>本事業における森林環境譲与税及びみえの森と緑の県民税の活用にあたっては、本事業の財源計画を精査する中で、農林部局等関係部署と協議の上、その検討をする予定です。</p> <p>なお、受託候補者の特定後、設計プロセスにおける仕様検討や概算工事費の算出の段階においては、必要に応じて受注者への情報共有を行うものとしします。</p>
32	<p>木造化：森林環境譲与税利用木質化：みえ森と緑の県民税上記 2 つの税の利用で事業費、数量・部位を明確に切り分け、制度併用することは可能ですか。</p>	<p>質問番号 31 の回答のとおり。</p>
33	<p>技術提案書(2次審査用) 表紙(様式 11)の作成について</p> <p>公募型プロポーザル説明書の、5(2)で提出部数は 6 部とありますが、表紙(様式 11)も 6 部すべてに社名等記載の上、押印して添付するのでしょうか。または、社名等記載の上、押印したものは 1 部のみで、ほか 5 部は無記名での提出でよろしいでしょうか。ご指示お願い致します。</p>	<p>・様式 11～様式 13-2 1部 ・様式 12～様式 13-2 5部</p> <p>の計 6 部を各部毎にクリップ止めの上、提出してください。</p>

34	<p>保育現場関係者からのヒアリングについて</p> <p>園児や職員の皆様にとってより使い勝手の良い新園舎を提案するため、旧園舎や仮設園舎での「良かった点」や「不便だった点」について、園長先生や保育士・幼稚園教諭の皆様へヒアリングする機会を設けて頂く事は可能でしょうか。可否についてご教示いただけますと幸いです。</p>	<p>本プロポーザル（設計者選定）段階における、参加業者への個別ヒアリング機会の提供は、審査の公平性を担保する観点から実施しません。</p> <p>園長や保育士等の関係者へのヒアリングについては、受託候補者の特定後に十分な協議・連携の場を設けます。</p> <p>技術提案書の作成に当たっては、設計と条件を基に、提案者の有する保育施設設計における専門的な知見・実績に基づき、最適な技術提案をお願いします。</p>
35	<p>2次審査 特定テーマについて</p> <p>地形的な課題について提案を行うにあたり、いなべ市様が公開されている広域ハザードマップの今回提案敷地内の詳細な情報がわかる資料をご提供いただくことは可能でしょうか。</p>	<p>最新の情報は、三重県のHP上で公開しているハザードマップ（災害予想図）一覧 https://www.pref.mie.lg.jp/D1BOUSAI/75148007862.htm をご確認ください。</p>
36	<p>特記仕様書 資料2 現況測量図について</p> <p>棟敷地外に隣接する地番3304、3303の土地利用方針があればご教示ください。また南側へぬけるトンネルは残置される計画でしょうか。</p>	<p>地番3303は、市道大井田3区292の1号線が新設された際、歩行者や自転車が安全に横断するための施設として設置されたものであり、機能は維持するものとします。</p> <p>なお、地番3304は現時点で、具体的な利用の方針はありません。</p>
37	<p>特記仕様書 資料3 道路網図について</p> <p>市道を廃止する場合、道路の付け替えに考慮する必要がありますでしょうか。条件あればご教示ください。</p>	<p>本事業において、計画用地内を通る市道を廃止し、敷地を一体的に利用することは可能です。</p> <p>ただし、当該市道は現在、中学生の通学をはじめとする地域の自転車・歩行者の通行ルートとして利用されている実態があります。そのため、道路廃止に伴う周辺住民の動線変化や安全確保への配慮は必要なものと考えます。</p> <p>本プロポーザルにおいては、こども園としての園児の安全確保を前提としつつ、市道を廃止した場合には、迂回通路等の検討や、廃止の影響を最小限に抑える敷地利用計画など、地域動線に配慮した創意工夫のある提案を期待します。</p>

その他の指示事項

※この回答書はプロポーザル説明書の追補とみなします。



道路



高木
ケヤキ



高木
イチョウ



中木
ナンテン・ツゲ
カイズカ



その他低木
ツツジ・サツキ・シヤラ等



クロガネ



サクラ

構造概要書

● 一般事項

1. 建物概要

工事名称	大安町中央児童センター増築工事		
建築地	三重県員弁郡大安町大字大井田2705		
規模	地下 階	地上 1 階	塔屋 階
建物用途	事務室	構造種別	SRC RC (S)
建築面積	60.75 m ²	延べ面積	60.75 m ²
軒高	GL+ 3.87 m	建物高さ	GL+ 4.02 m
工事種別	新築 増築 別棟増築 改築		
増築予定	(無) 有 ()		

2. 構造種別 (部位別)・仕様

部位	構造種別・仕様	部位	構造種別・仕様
屋根	RC (S) St-2.3 屋根防水	外壁	RC C.B S 外装
スラブ	RC S	内壁	RC C.B
小梁	SRC RC (S)	1階床	構造スラブ 土間コンクリート 基礎
大梁	SRC RC (S)	基礎	直接基礎 杭基礎 独立 複合 連続 ベタ
柱	SRC RC (S)	地業	杭 地盤改良 数砂利 砕石 地肌

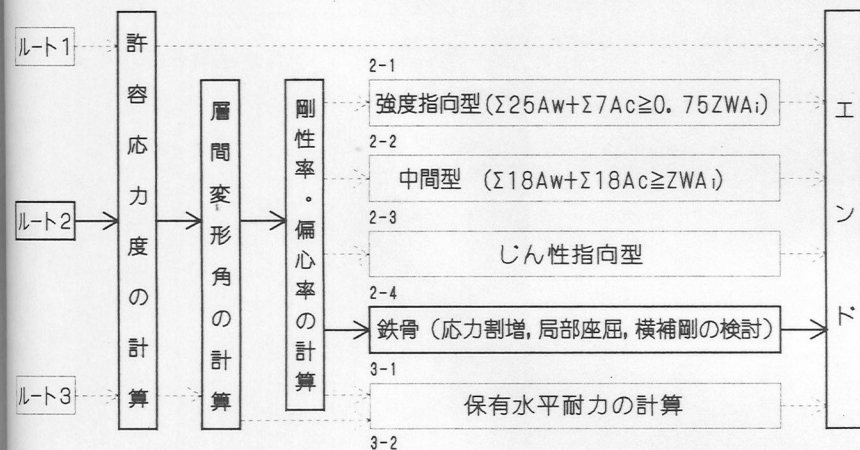
● 構造設計条件

架構計画

G 方向	ラーメン構造 耐力壁を有するラーメン構造 フレースを有するラーメン構造 フレース構造 壁式構造
B 方向	ラーメン構造 耐力壁を有するラーメン構造 フレースを有するラーメン構造 フレース構造 壁式構造

2. 計算法 (法82条 許容応力度等計算による)

G 方向	ルート 2-4	B 方向	ルート 2-4
------	---------	------	---------



3. 地震力

1次固有周期算定用建物高さ	GL+ 3.02 m		
1次固有周期	T= 0.085 sec	地盤種別	第2種 Tc= 0.6sec
振動特性係数	Rt= 1.0	地域係数	Z= 1.0
標準せん断力係数	C0= 0.2	(必要保有水平耐力) 算定用 1.0	
構造特性係数	αDs=	形状係数	αFes=
	βDs=		βFes=
層間変形角設計制限値	αY=1/486 βY=1/201	2次部材設計用層間変形角	αY=1/200 βY=1/200

土圧及び水圧

土圧係数	地下外壁 KN=	擁壁 KA=
地下水位	孔内水位 GL - m	設計水位 GL - m

5. 風圧力 (N/m²)

地表面粗度区分	基準風速	風荷重算定用建物基準高さ	風荷重の低減・割増	速度圧 q
I II (III) IV	34m/s	4.02m	有 (無)	828

6. 積雪荷重 (N/m²)

積雪量 30 cm	単位重量 20 (N/m ² /cm)	設計荷重	長期 短期	600
-----------	--------------------------------	------	-------	-----

7. 積載荷重 (N/m²)

場所	スラブ	小梁	大梁・柱	地震	備考
事務室	2900	2350	1800	800	

8. 特殊荷重 (kN)

クーリングタワー	受水槽
高架水槽	
エレベータ	

9. 地耐力 (kN/m²)

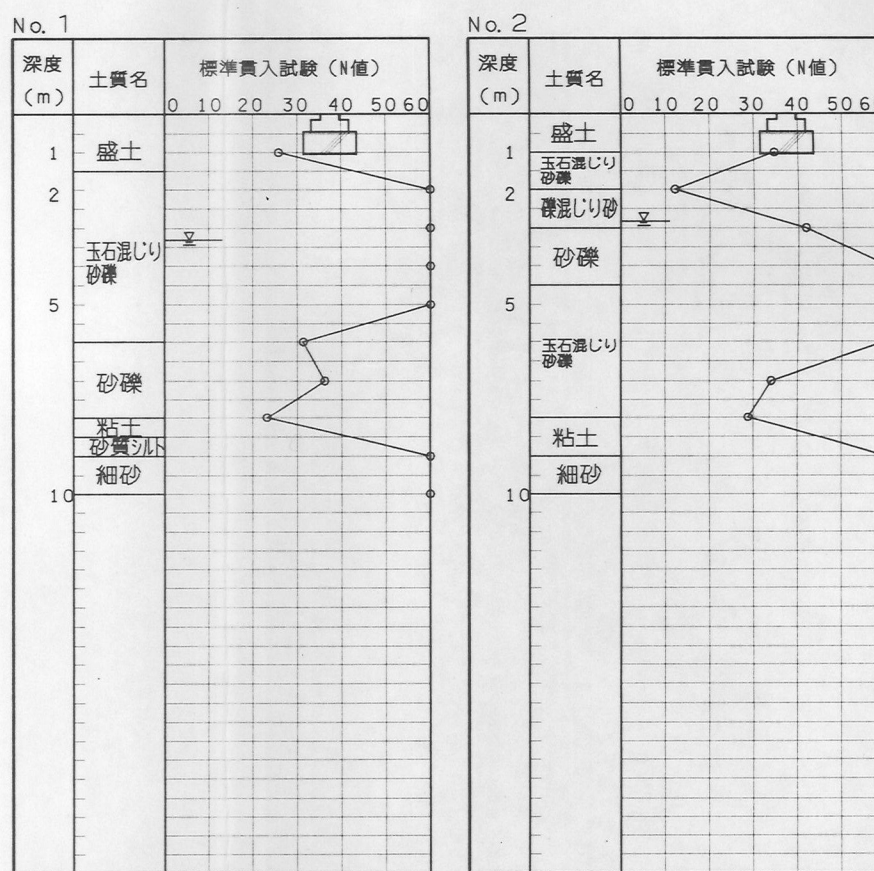
場所	基礎形式	基礎深さ	長期地耐力	備考
基礎下端	直接	GL- 0.45m	95	ラブルコンクリート上端での地耐力
		GL- m		
		GL- m		

注) 支持地盤の状況により変更することがある。

● 地盤調査

土質柱状図 (敷地内参考資料)

1. 調査年月	年 月	3. ボーリング本数	2 本
2. 調査会社			



(備考) 地盤調査位置は、伏図に示す。

月	日		
正			